平成２３年（フ）第５４５号
京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町75番地１　アーバン高瀬川408号
債務者　山西麻由子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
京都市北区大北山原谷乾町117番地51
債務者　石井　克典
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
京都市山科区西野小柳町55番地７
債務者　石黒　雅世
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９６号
京都市南区上鳥羽南中ノ坪町103番地　トーワ・マンション212号室
債務者　森川みよ子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
兵庫県姫路市坂田町92番地コーポサンライズ204号
債務者　竹内由賀里
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５５号
福岡市東区塩浜１丁目36番３号
債務者　香月　　健
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６号
福岡市東区塩浜１丁目36番３号
債務者　香月　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋454番地３ミルトインＢ102号
債務者　夏目　哲郎
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０５号
福岡市博多区榎田１丁目４番75―411号
債務者　夏目なるみ
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目６番18号第３ハイネス一藤Ｂ棟201号
債務者　徳村　卓也
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４６号
福岡市早良区飯倉２丁目22番52―103号
債務者　中村　隆仁
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４７号
福岡市早良区飯倉２丁目22番52―103号
債務者　中村　有子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９１号
福岡市博多区住吉３丁目９番15―504号
債務者　素人料理艶こと　野中　嘉惠
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１６号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目51番地　ハイツ桃山305号
債務者　森松　京大
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２８号
福岡市西区福重５丁目16番９号
債務者　堀江　康敬
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２９号
福岡市西区福重５丁目16番９号
債務者　堀江　律子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４６号
福岡市東区三苫７丁目185番地１
債務者　土井　　優
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部